

平成22年2月3日

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ

第一回第三種優先株式の取得および消却について

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（取締役社長 くろやなぎ のぶお 畔柳 信雄）は、本日開催の取締役会において、当社発行の第一回第三種優先株式の全部につき、下記のとおり、当社定款第18条第2項の規定に基づく取得、および当該取得を条件として会社法第178条の規定に基づく消却を行うことを決議しました。

1. 取得の内容

- (1) 取得する株式の種類 第一回第三種優先株式
- (2) 取得する株式の総数 100,000,000株
- (3) 株式の取得価額 1株につき2,500円
- (4) 株式の取得価額の総額 250,000,000,000円
- (5) 取得日 平成22年4月1日

2. 消却の内容

- (1) 消却する株式の種類 第一回第三種優先株式
- (2) 消却する株式の総数 100,000,000株
(上記1.により取得する第一回第三種優先株式の全部)
- (3) 効力発生日 平成22年4月1日
- (4) 消却については上記1.により第一回第三種優先株式の全部を当社が取得することを条件とします。

以 上